

手当・年金・貸付



障害児・障害者に関する手当一覧

支給対象者	特別障害者手当	障害児福祉手当	諫早市心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当
対象年齢	20歳の誕生月の翌月から	20歳の誕生月まで (概ね3歳以上)	20歳の誕生月まで	20歳の誕生月まで
併給関係	・障害年金と併給できます	・特別児童扶養手当と併給できます ・諫早市心身障害児福祉手当とは併給できません	・特別児童扶養手当と併給できます ・障害児福祉手当とは併給できません	・障害児福祉手当と併給できます ・諫早市心身障害児福祉手当と併給できます
所得制限	あります ・本人 ・配偶者 ・扶養義務者	あります ・本人 ・配偶者 ・扶養義務者	ありません	あります ・本人 ・配偶者 ・扶養義務者
該当	在宅者 (通所施設の利用可)	在宅者 (通所施設の利用可)	在宅者 (通所施設の利用可)	在宅者 (通所施設の利用可)
非該当	・医療機関等に3ヶ月を超えて入院している方 ・施設入所者	・対象児が公的年金を受給している方 ・施設入所者	・対象児が障害児福祉手当を受給している方 ・施設入所者	・対象児が公的年金を受給している方 ・施設入所者
月額	27,980円	15,220円	2,000円	1級 53,700円 2級 35,760円
支払日	2/10、5/10、8/10、11/10 (休日の場合は、直前の平日)		3月末、9月末	4/11、8/11、11/11 休日の場合は直前の平日
障害程度	重複する重い身体障害や知的障害があるため、寝たきりなどの状態にあり、日常生活のためのほとんどの動作に介助が必要。	重い身体障害や知的障害があるため、日常生活のためのほとんどの動作に介助が必要。	身体障害者手帳1～3級、または精神保健福祉手帳1～2級の交付を受けた方。知的障害は、知能指数が50以下。	心身の障害が中度または重度。
窓口	障害福祉課・各支所地域総務課			